

金融機関の実務はどう変わる？

マイナンバーの「口座付番」に関する

手続き・対応 Q & A

ここでは、マイナンバーの口座付番によって金融機関の実務はどう変わるのかQ&A形式で解説します。

金融アドバイザー
京野 公平

● 金融機関は、口座開設その他重要な取引を行うとき、預貯金者に対し、上記希望の意思の有無を確認しなければならない

● 金融機関は、口座開設その他重要な取引を行うとき、預貯金者にとってどのような確認をされているのかわからな

● 金融機関は、金融機関において、その被相続人を名義とする口座に関する情報の提供を求め

● 預貯金者は、口座がマイナンバーにより管理されることを希望する旨の申出をすることができ

● 相続人は、金融機関において、その被相続人を名義とする口座に関する情報の提供を求め

● 災害救助法の適用区域に居住していた預貯金者は、金融機関において、口座を有する金融機関の名称を提示し、当該口座

● 預貯金者は、口座がマイナンバーにより管理されることを希望する旨の申出をすることができ

● 災害救助法の適用区域に居住していた預貯金者は、金融機関において、口座を有する金融機関の名称を提示し、当該口座

● 災害救助法の適用区域に居住していた預貯金者は、金融機関において、口座を有する金融機関の名称を提示し、当該口座

● 災害救助法の適用区域に居住していた預貯金者は、金融機関において、口座を有する金融機関の名称を提示し、当該口座

● 災害救助法の適用区域に居住していた預貯金者は、金融機関において、口座を有する金融機関の名称を提示し、当該口座

● 災害救助法の適用区域に居住していた預貯金者は、金融機関において、口座を有する金融機関の名称を提示し、当該口座

1

そもそも付番手続きって何？
どんな取引で必要になるの？



□ 座管理法の正式名称は「預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律」といいます。

取引を行う際に預貯金者に対してマイナンバー利用による預貯金口座の管理を希望するか意思確認することが義務付けられました。

取引を行う際に預貯金者に対してマイナンバー利用による預貯金口座の管理を希望するか意思確認することが義務付けられました。

まずは金融機関担当者が
意思確認の必要性を理解

しかし、義務化とはいえ、単にマイナンバー利用による預貯金口座管理の希望の意思を確認しても、お客様は何を意図して

しかし、義務化とはいえ、単にマイナンバー利用による預貯金口座管理の希望の意思を確認しても、お客様は何を意図して

確認をされているのかわからな

確認をされているのかわからな

いでしょう。金融機関担当者に

いでしょう。金融機関担当者に

おいても、なぜこのような確認

おいても、なぜこのような確認

を行う必要があるのか、預貯金

を行う必要があるのか、預貯金